

新しい学習指導要領を読み解く

現代教育文化研究所代表 小川 信夫

先に答申された中央教育審議会の「審議のまとめ」の中では、特に「道徳教育の充実」が挙げられていました。今回告示された「新しい学習指導要領」(小・中学校編)の中で、それがどのように具現化されたのか、道徳教育の改訂のポイントを読み解いてみましょう。

1. 道徳教育は、「道徳の時間を要として」学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化(参照「第1章 総則 第1の2」及び「第3章 道徳 第2」)

教育再生会議の最終報告には、道徳の時間を教科に位置づけることが盛り込まれましたが、今回の学習指導要領の改訂では、道徳の時間の取り扱いは従来どおりとなりました。しかし、学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から、道徳の時間を学校全体での道徳教育の要(中心の核)として位置づけ、計画的、実践的な道徳教育の重点化を図っています。

■ 道徳の「内容」は、道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う内容であることを明確化(参照「第1 総則」及び「第3 道徳 第2」「第3 道徳 第3の1の(2)」)

道徳の時間に取り上げられる「内容」について、「各学年段階ごとの内容項目については相当する各学年においてすべて取り上げること」という記述が追加され、内容の指導に取りこぼしがないよう強調されました。また、各教科等においては、その道徳の「内容」について、それぞれの特質に応じて適切に指導すること等も、明確に記載されています。

なお、現行の道徳の「内容」に加えられたものは次の通りです。(内容項目の名称は光村図書による)

- ・小学校
 - 第1学年及び第2学年……「4-(2)勤労、奉仕」
 - 第3学年及び第4学年……「1-(5)個性伸長」
- ・中学校
 - 「2-(6)感謝、報恩」

■ 道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を推進することを明確化(参照「第3章 道徳 第3の1の(1)」)

校長の方針の下に、道徳教育推進教師(道徳教育の推進を主に担当する教師)を置き全教師の協力のもと道徳教育の全体計画や道徳の時間の年間指導計画を作成し、その密接な連携の中で、家庭・地域社会とも連携を図り、効果的な道徳教育を推進するというものです。

この道徳教育推進教師を置くことで、より計画的、重点的な学校をあげての道徳教育の推進態勢が構築されることが期待されているわけです。

■ 道徳教育の内容を、発達段階に応じ明確化し重点化を図る

(参照「第3章 道徳 第3の1の(3)」)

指導計画を立てる際には、児童・生徒の発達段階や特性等を踏まえて指導内容の重点化を図ることが強調され、さらに、発達段階ごとに重点とする指導内容が挙げられています。

また、小学校高学年と中学校では、「人間関係の理解」を課題として取り上げ、自己の生き方について考えを深められるように配慮することが求められています。

・小学校の重点

各学年共通:自立心や自律性、自他の生命する心を育てること

低学年:あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと

中学年:集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること

高学年:法やきまりの意義を理解すること、
相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、
集団における役割と責任を果たすこと、
国家・社会の一員としての自覚をもつこと

・中学校の重点

自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすること

2. 発達や特性に応じた、感動を覚える魅力的な教材の開発と活用

(参照「第3章 道徳 第3の3の(3)」)

小学校、中学校共通で、「先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし」児童・生徒が「感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う」ことが強調され、改めて、郷土や伝統等に根ざした感動教材の開発と活用が求められています。

3. 体験活動の一層の推進を図る(参照「第3章 道徳 第3の3の(2)」)

現行の「ボランティア活動」「自然体験活動」に、小学校では「集団宿泊活動」が、中学校では「職場体験活動」が新たに加えられました。これは、道徳活動の実践の場としての体験活動が一層重視されたことの表れといえるでしょう。特に、小学校では人間関係の育成、中学校ではキャリア教育の実践の場としての体験活動が期待されています。

4. 言語活動の工夫と活用の重視(参照「第3章 道徳 第3の3の(4)」)

「自分の考えを基に、書いたり話し合ったり[討論したり]するなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること」が求められています。([]は中学校)

振り返り(内省)を通じて、自己の成長を実感させるための言語活動の工夫と、活用によって、道徳の指導がより効果的に高まることが期待されています。

5. 情報モラルに関する指導に留意(参照「第3章 道徳 第3の3の(5)」)

情報モラルについて、児童・生徒の「発達特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ」て指導するよう明記されました。

情報モラルの指導については、基本的なルールや自他の権利の尊重、責任等の道徳的価値を踏まえた「判断力の育成」をどのようにするかが課題となります。具体的な指導内容が求められています。

6. 道徳授業の公開や地域教材の開発等を通じて、地域社会や家庭との一層の連携を図る(参照「第3章 道徳 第3の4」)

現行の学習指導要領においても、家庭・地域と学校が連携を密にして道徳教育を進めるよう求められていましたが、今回の改訂では、さらに授業の公開や、地域教材の開発等に保護者や地域の人々の参加を求めることが加わりました。学校での道徳教育の推進を、地域と家庭とが共通理解のもとに一丸となって取り組むことに期待がかけられています。

Profile

小川 信夫
(おがわ のぶお)

1926年神奈川県生まれ。現在、現代教育文化研究所代表、川崎市総合教育センター運営委員、玉川大学継続学習センター客員講師、日本児童演劇協会理事。日本国語教育学会、日本人間関係学会などに所属。平成2年度川崎市文化賞受賞。
著書に、『情報社会の子どもたち』(玉川大学出版部/1993年)、『いますぐ取り組む学級の安全管理・危機管理』(共著/黎明書房/2007年)など多数。